

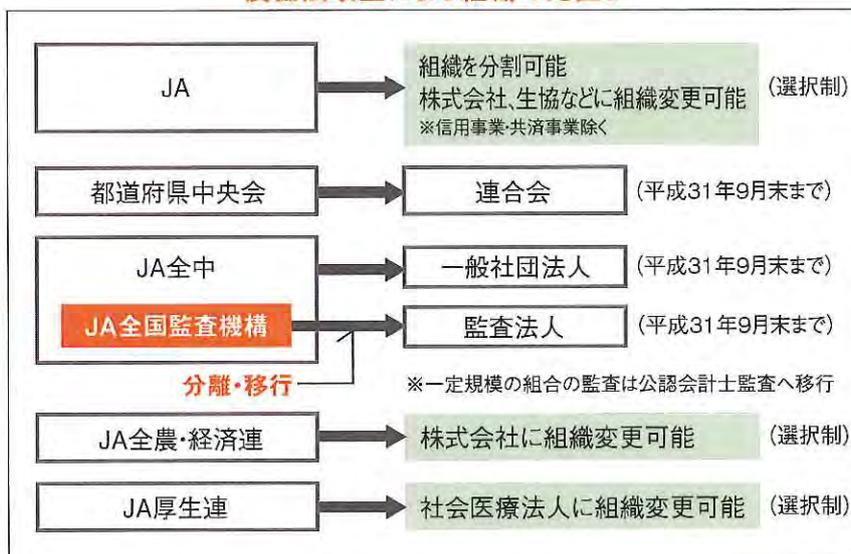


「農協改革」(改正農協法)の概要

改正農協法の概要

- JAが農業者の所得向上に向け、農産物の有利販売と生産資材の有利調達に重点を置いて事業を運営するよう、組織の見直しを含めた自己改革を促すものです。
- 理事構成の例外措置などは、政省令により措置されます。

農協法改正による組織の見直し



農協法・事業の目的 組合員に最大奉仕／農業所得の増大に最大限配慮

- 「農協改革」が目指す農業・農村所得の増大に向けて、農協法第7条にJAや連合会の事業目的として、従来の「組合員及び会員のために最大の奉仕をすることを目的とする」に加えて、「農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない」ことが明記されました。
- また、「営利を目的としてその事業を行ってはならない」との現行の条文は、農協は利益を上げてはならないとい

た誤解を助長しかねないとの声がありました。このため、販売事業などから高い収益を上げ、「事業の成長発展を図るための投資又は事業利用分量配当に充てるよう努めなければならない」とされました。

- 本規定が、准組合員の利用規制に繋がる懸念がありました。国会審議のなかで、明確にそのようなことはないとの政府答弁がなされています。

理事構成 過半が認定農業者等に／例外・経過措置も

- JAの理事構成については、原則として過半数が「認定農業者または農産物販売・法人の経営などに関し実践的な能力を有する者」でなければならないとされました。
- 経営管理委員会制度を導入するJAは、経営管理委員の過半数が原則として認定農業者でなければならないとされました。

- ただし、JA管内の認定農業者が少ない場合などは、例外措置が省令で措置されます。

- 経過措置として、これらの理事の要件規定は、法律施行後3年(平成31年3月末まで)以降で、最初に開かれる通常総(代)会までは適用しないものとされました。

准組合員の利用規制 規制見送り／5年間調査の上、その在り方について結論

- 准組合員の利用規制の在り方について、法律施行日から5年間、正・准組合員の利用実態や農協改革の実行状況の調査を行った上で検討し、規制を導入するかどうかも含めて結論を出すことになりました。

- 准組合員の利用規制の検討や調査にあたっては、法第1条の目的(農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上)やJAが地域の重要なインフラとして果たしている役割、関係者の意向を十分ふまえることとされています。